文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

<u>1</u>	補助	1金	の名	3称等													2	26年度調査
補	助	金	Ø	名	称	文京区小石川四丁目都有地における障害者施設に係る土地賃借料補助金												
根	拠	:	規	定	等	文京区小石川四丁目都有地における障害者施設に係る土地賃借料補助要綱												
創	į	設	<u> </u>	年	月	平成	25	年	12	月	経過年数 ^{〔自動計算〕}		0年	終	了予定	年 月	H	H26.3
直	近 σ.)見	直	し年	月			年		月	経過年数 〔自動計算〕							
見	直	L	の	内	容			* *	•	•								
						款			項		目		大事業			中事	業	実施計画事業番-
予	1	算	7	科	目	5 民生費		心身 让費					障害者グルー ーム等整備費補		1 障害 ム整備		ノープホー カ	98
補	助	金	の	種	別	□ 奨励	的補助] 施設運営	含裕	崩 □ 扶	助的	的補助 🗸	投	資 的補助] 利子補	給
2																		
補	į	助	-	▤	的	る障害者	「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」として実施される文京区小石川四丁目都有地における障害者施設(グループホーム及び通所施設)の整備を行う事業者に対し、土地賃借料を補助すること により、障害者施設の整備を促進し、もって障害者福祉の向上に資することを目的とする。											
補	助事	業	等	の内	容	小石川匹	小石川四丁目都有地活用障害者施設に係る土地賃借料の補助											
補	助対	象	経 費	の内	容	小石川四丁目都有地活用障害者施設に係る土地賃借料												
			業			□ 区民 □ 地域活動団体 □ NPO(特定非営利活動団体) □ 事業者 □ その他												
補	助	事		者	等	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]												
						社会福祉	:法人文	京槐	の会									
						□ 定率	補具	助率)		□ 定額	補	助額)
					出		単価	(→± □	力単価		-		単位		١		担中かり	
				D 算				(1			<u> </u>		J		死足なり	V CONE
補	助	金	Ø			[その他の場合は具体的に記入] 補助交付額は本件に係る都有地賃借料の額とする。												
						#明文竹額は本件に係る都有地賃借料の額とする。 【定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入】												
							o i⊞ <i>1</i> 91−	— µш ∨.	7-30 LI 103 II	- 125		,,,						
公	募		の	状	況	補助事業を実施する事業者は、都の公募により選定された。												
	績 報 · 途 (におけ 認 方	ーる 法	☑ 領収	(書(写し	ر) [٠	/ 契約書 -		☑ 決算書		□ 成果物		その他	(
		_				✓ 区単	独	_	負担割	合	区		围		都		補助対象	2者
補	助 •	単	独	の状	況	□ 補助	(区上乗	せ無						1			•	
						□ 補助	(区上乗	きせ有	り) 内容・理									

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	障害者施設の整備を円滑に実施するためのものであり、 社会情勢や区民ニースに適合している。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	А	実施計画及び地域福祉保健計画(障害者計画)の計画事業として位置づけられている。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	都有地を活用した施設整備を推進するために必要な補助 事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	А	実施しなかった場合は、施設整備が円滑に進まないこととなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	С	
公十任	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助事業を実施する事業者は公募により選定している。
	補助金の交付以外の代替策はないか	А	都有地賃借料の負担軽減策として区が実施できる方法は 他にないと考えられる。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	Α	補助金があるため事業者の負担が軽減され、障害者施設の整備が促進される。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	Α	障害当事者及び家族が望むグループホーム等の利用及 び支援が得られ、地域移行等が促進される。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	障害者のグループホーム等の利用が拡大することにより、地域移行等が促進される。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	Α	補助事業者が都に土地賃借料を支払ったことを確認の上補助金を支出しており、問題はない。
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	Α	補助事業者は障害者施設の整備を行う社会福祉法人であり、活動内容は補助目的と合致している。
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	Α	補助事業の実績報告時に内容を確認している。

4 交付実績 (件、千円)

	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)			
交	で付(見込み)件数	_	1	1	1			
	決算(予算)額	-	955	2,887	2,887			
	国庫支出金		0	0	0			
	都支出金		0	0	0			
	その他		0	0	0			
	一般財源		955	2,887	2,887			
	年度補助事業等の状況 交付団体名、成果等)	交付団体名:社会福祉法人	文京槐の会					

5 課題及び今後の方向性

事業者の障害者施設運営に係る収支状況に対する判断により、補助金の額について見直することとしており、そ の判断基準の設定が課題である。